

## 第4章 人権施策の展開方向

### 1. 基本理念

私たちは、人と人とのつながりの中で生きています。家庭、地域、職場、学校など生活のあらゆる場で人権が尊重され、私を「わたし」として認め、あなたを「あなた」として認める、一人ひとりの命が輝き、幸せと「あふれる愛」がつながるまちをつくれます。

命輝き 幸せと「あふれる愛」がつながるまち こうか

私たちがめざすまちの姿

- 一人ひとりの命が大切にされ、命が輝くまちをつくれます。
- 自尊感情を育み、居場所がある幸せを感じられるまちをつくれます。
- お互いに違いを認め合い、誰もが輝く多様性があるまちをつくれます。
- 人と人とのつながりを深め、ささえ合える優しさあふれるまちをつくれます。

## 2. 計画の視点

---

人権意識の高揚や人権問題が起こらない環境づくりと人権に関わる問題事象への取組を、次の視点で総合的に推進することで、人権に関する課題の達成に取り組む計画とします。

### (1) 普遍的な視点と個別的な視点の2つのアプローチで取り組む計画

個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、さまざまな人権課題に即した「個別的な視点」の2つの視点があいまったアプローチで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

### (2) みんなで学び取り組む計画

市民、企業・事業所、市民活動団体及び行政が、それぞれの立場で、主体的な学びをとおして人権尊重に対する理解を深めることで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

### (3) 身近なつながりの中で取り組む計画

自らの学びや学習会・研修会で学んだことを、家庭、地域及び職場など、身近なつながりの中で実践することで、人権問題の解決に取り組む計画とします。

### (4) 人権教育・啓発、相談・救済及び自立支援に関する施策に取り組む計画

人権教育・啓発の推進、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等、人権に関する施策の充実に総合的に取り組む計画とします。

### 3. 各主体の役割と連携・協働

#### (1) 市民・地域・市民活動団体

市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権侵害や人権侵害を助長する行為をしないために、人権学習の場に積極的に参加し、人権を自分のこととします。

地域では、区・自治会、自治振興会において人権に関する学びの場をつくとともに、市民の身近なつながりや支え合いを大切にします。

市民活動団体は、人権を尊重した視点で活動します。また、人権に関する学びを深め、人権尊重のまちづくりに参画します。

#### (2) 企業・事業所

企業・事業所は、その事業活動が社会や地域へ大きく影響することから、男女間の賃金・配置・昇進の格差、さらにはパワーハラスメント<sup>35</sup>等をなくすとともに、女性や障がいのある人等が能力を十分に発揮するための職場づくり等、人権に十分配慮した取組を行います。

職場内においては、人権が尊重された職場環境をつくるため、従業員等に対して人権研修を行います。

また、福祉や医療等の人権に関わりの深い事業所は、その職業に従事する者に対し、重点的に人権研修を行い、常に人権意識の高揚に努めます。

#### (3) 行政

本市は、あらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりを達成するため、人権教育・啓発により市民の人権擁護と人権意識の高揚に努め、当事者の視点での相談体制の整備や救済制度の周知、自立につながる支援等に併せ、地域、市民活動団体や企業・事業所の取組を支援するなど、総合的に施策を推進することを責務としています。

職員は、市のすべての業務が、人権に深く関わっていることを認識し、行政サービスを提供します。

#### (4) 連携・協働

人権尊重のまちづくりを実現するため、行政と市民、地域、市民活動団体、企業・事業所等の連携・協働により、きめ細やかな人権教育、啓発活動の充実に努めます。

<sup>35</sup> パワーハラスメント：職務上の立場や権限を背景にしたいじめや嫌がらせ行為こと。略してパワハラと言う。

## 4. 具体的な取組

### 〔1〕人権教育・啓発の推進

#### (1) 人権教育・啓発の基本的な考え方

- 人権が尊重された明るい未来を実現するために、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場での、人権に関する教育・啓発を実施します。
- 日常生活の中であたり前に人権が守られる地域社会を実現するために、子どもから大人までのすべての市民が、生命の尊さ・大切さや、自分を大切にするとともに、それと同じように、他の人びとも大切な存在であることを理解し、人権尊重のまちづくりの主体としての実践力を高めます。
- 一人ひとりの市民の主体的な地域づくりへの参画を促進するため、日常の課題を市民自らが発見し、解決する力を養い、人権尊重という普遍的な考え方に基づいて、新たな人権課題に取り組むことができるよう、自発的な学習のための環境づくりを充実します。

#### (2) 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）をいい、人権に関する知識や人権感覚の意識、態度、実践的な行動力などさまざまな資質や能力を育成し、発展させることをめざすものです。

人権尊重の理念を定着させ、人権感覚あふれる地域社会をつくるため、市民一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく理解するとともに、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重される活動を実践していくことが必要です。

人権教育を推進するにあたり、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての普遍的な教育と、個別的課題についての教育を互いに関連させることで、人権尊重の精神の涵養に取り組みます。

##### ① 家庭

家庭は、子どもが最初に経験する社会として、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。

平成18年(2006年)に改正された教育基本法では「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」として、家庭教育の充実に向けた地方公共団体の役割を定めています。

子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、命や人権を大切にす豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。家庭の中で一人ひとりを認め尊重する豊かな心が育まれるよう、

学習機会や学習情報を提供する等教育の充実を図ります。

また、子どもが誤った認識や偏見を持つことは、周りの大人の影響も大きいことから、大人自身が人権感覚を高め、人権の正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことができるよう、内容や方法の工夫を図ります。

子育てに関する学習機会や情報の提供などの家庭教育の支援については、保護者だけでなく、広く地域全体で取り組む体制づくりを進めます。

## ② 就学前

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期です。保育者が、一人ひとりの子どもをあたたく受け入れ、毎日の繰り返しの中で心地よさや満足を感じることで、基本的な生活習慣を形成するとともに、子どもの安心感や自尊感情を高めます。

また、自然や動植物とふれあう体験を通して、いたわりの気持ちを持ち、生命の尊さに気づけるようにするとともに、さまざまな遊びの中で、好奇心、探究心等を高め、豊かなところを育みます。

子どもは、遊びや生活を通して、友達と一緒に過ごす心地よさを味わうと同時に、自分の思い通りにならない葛藤を経験し、社会規範や集団生活のルールを学ぶなど、人とかかわる中で人権感覚の芽生えの育成を図ります。

保護者との日常的な連携に努め、豊かな親子関係を形成していくため、子育てにかかわるさまざまな情報を発信し、保護者からの相談への対応を充実するなど、子育て支援を推進します。また、小学校、地域・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、子どもの育ちを見守ります。

## ③ 学校

学校教育においては、子どもたちの成長段階に応じた教育活動を通じて、子ども一人ひとりの自尊感情を育むことで人権尊重の意識を高める等、お互いを大事にする教育を推進することが重要です。学校生活のあらゆる場を通して相互に尊重しあえる人間関係づくりや、人権に関する知識を深め豊かな感性を育み、問題解決能力などの生きる力を育てます。併せて、学校教育における人権教育の指導改善、充実に積極的に取り組みます。

いじめについては、子どもたちの状況把握やサインを見逃さないための取組を行います。子どもが安心して相談できる環境の確保に努め、子ども自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つための取組を行います。

## ④ 地域

地域においては、差別や偏見のない人権尊重の精神に貫かれた、明るく住みよいまちづくりを推進します。

市民一人ひとりが、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題と

して受け止め、人権尊重の精神を日常の生活で実践していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

また、地域での交流を促進するとともに、地域で多種多様な学習機会や情報の提供などの学習環境づくりを行い、より多くの市民に学習の場を提供します。

### (3) 人権啓発

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、具体的な態度や行動につながる人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな機会をとらえ、効果的な方法を検討しながら人権啓発を推進します。

#### ① 市民に対する人権啓発

人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供や効果的な手法を採用した啓発活動を推進します。

人権に関わる法令などの基本的な知識の習得や、それぞれの分野の人権課題について認識を深めること、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを周知・啓発します。

国や県等の関係機関及び他市町、他団体との連携や市民活動団体等との協働により、人権啓発イベントの開催や啓発ポスターの掲示など総合的な活動を実施するとともに、各課題別の啓発活動を展開します。

そして、人権侵害等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の課題として行動を起こすことの大切さについて啓発します。

#### ② 企業・事業所への啓発

企業・事業所においては、社会や地域への影響力の大きさから、パワーハラスメント等の防止や男女間の格差の解消など人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために、計画的、継続的な従業員等に対する人権研修や啓発が実施されるよう、企業向けの研修会・講演会等の機会を増やすとともに、企業・事業所に対して情報を提供します。

また、企業・事業所における人材の採用にあたっては、公正で公平な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、県等の関係機関との連携を強化し、啓発に努めます。

### ③ 情報提供

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。このため、国や県をはじめ、他市町、各種関係機関、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

これら人権課題に関する情報を市民、関係機関が容易に入手できるよう、市のホームページや広報紙等を活用し、効果のある情報提供に努めます。

### (4) 人権に関わりの深い特定職業従事者<sup>36</sup>への研修等

人権に関わりの深い分野の業務に従事している人（行政職員、教職員、保育士、医療・福祉関係職員など）は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりを推進するため、人権に関わりの深い職業従事者が、社会のあらゆる場面で人権教育・啓発の推進役となるよう取り組みます。また、それぞれの職場に応じて人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、研修や学習機会の充実を図ります。

---

<sup>36</sup> 特定職業従事者：検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者のこと。

## 〔２〕相談と支援体制

### （１）相談窓口の充実

本市では、女性や子どもに関する相談、高齢者や障がいのある人の生活や権利擁護等の相談などの個別的な視点からの相談と、就労、生活困窮などの普遍的な視点からの相談窓口を設置しています。これらの相談窓口に、利用者が安心して相談できるよう、プライバシーの保護への配慮や利用者の立場に立った対応、電話相談や面接相談など利用しやすい方法など、相談しやすい環境を整備します。

また、人権侵害を早期に発見し、確実に救済するため、市民の相談の中に、人権侵害が含まれていないか気づき、支援や救済につなげられるよう、職員・相談員の資質の向上に努めます。

### （２）相談と支援の連携

本市での相談窓口のほか、国や県、人権擁護委員や民生委員・児童委員による相談、甲賀市社会福祉協議会やNPO法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー<sup>37</sup>などさまざまな機関で相談を行っています。人権に関する相談は、複数の要因が絡み合っていることが多く、それぞれの分野に関する専門的かつ幅広い知識や技能に併せて、人権尊重の視点で相談に応じることが必要です。個々の相談窓口だけでは対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが必要となる場合には、速やかに適切な相談窓口へつなげるよう、各相談機関の連携に努めます。

また、利用者の救済や自立のための関係窓口や機関へすみやかにつなげます。

### （３）相談窓口の周知

国や県等の関係機関、本市が設置する相談窓口は多様であり、利用者が相談先としてどこを選択すべきか分かりにくくなっています。人権侵害を受けた人が、誰にも相談できず、我慢したり一人で悩むことがないように、あらゆる機会や広報媒体を活用して、相談窓口や救済制度、相談活動の周知に努めます。

また、重大な人権侵害である虐待に対し社会全体で防止に取り組むため、子ども、高齢者、障がいのある人等への虐待を発見した場合の通報義務と通報先を広く市民に周知します。

---

<sup>37</sup> NPO法人 甲賀・湖南成年後見センターばんじー：認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、自身で契約や財産管理などを行うことが困難になった人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の活用を支援する機関のこと。甲賀市・湖南市域において、成年後見制度に関する相談や制度の利用促進、広報・啓発等を担っている。



## 〔 3 〕 分野別の取組



### 女性の人権

- 性別によって、多様な生き方が制約されることなく、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画できるよう、事業や制度の充実を図るとともに、固定的な性別役割分担意識をなくすために、男性の家庭への参画を促すなど、市民への啓発を促進します。
- DVをはじめとするあらゆる暴力に対する、市民の認識を高め、予防に努めるとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を受けられるよう環境を整備します。

#### 《教育・啓発》

- ・ 男女共同参画推進の教育・啓発
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消
- ・ DV、デートDVの予防教育・啓発
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 企業・事業所でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止啓発

#### 《相談・支援》

- ・ DV、デートDVの被害者支援
- ・ 子育てや介護、家庭での人間関係等の不安や悩みの相談
- ・ 職場での不安や悩み等の相談

#### 《事業や制度》

- ・ 男女が共に仕事と家庭を両立するための社会システムの構築  
（保育園・放課後児童クラブ等）
- ・ 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ・ 地域、防災、働く場など、さまざまな分野における女性の参画推進
- ・ 起業、復職への支援
- ・ ひとり親世帯への支援

#### 関連する分野別計画

- ・ 甲賀市男女共同参画計画
- ・ 甲賀市配偶者等からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画
- ・ 甲賀市就労支援計画



## 子どもの人権

- 子どもの人権の尊重や福祉の推進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず家庭、地域、学校などが連携を図りながら施策を推進します。
- 児童虐待やいじめの防止に向けた教育・啓発を行うとともに、問題の早期発見、早期対応を図り、虐待やいじめを受けた子どもや養育支援が必要な子どもの支援や適切な保護を行います。

### 《教育・啓発》

- ・ 子どもの現状と子育てに関する人権教育・啓発
- ・ 保護者への教育啓発の充実
- ・ 児童虐待防止に向けた啓発
- ・ いじめ防止に向けた教育啓発

### 《相談・支援》

- ・ 虐待被害の子どもへの支援（発見・保護・見守り）
- ・ いじめが発生したときの相談
- ・ 不登校の子どもへの相談・支援
- ・ 子育てに関する相談・支援
- ・ 義務教育終了後の子どもへの相談・支援

### 《事業や制度》

- ・ 生活困窮世帯における子どもへの学力および生活等への支援
- ・ ひとり親世帯への支援
- ・ 家庭で放任されている子どもへの居場所づくりと支援
- ・ 虐待被害の子どもへの救済
- ・ いじめが発生したときの救済
- ・ 義務教育終了後の子どもへの支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画</li><li>・ 甲賀市地域福祉計画</li><li>・ 甲賀市就労支援計画</li></ul>



## 高齢者の人権

- 高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域活動への参加支援、就労機会の拡大など自立と生きがいづくりへの支援に努めます。
- 地域全体で高齢者を支え、介護が必要になっても自らの意思に基づき、住み慣れた地域で自立した生活ができるシステムの充実を図ります。
- 高齢者への虐待防止のために、高齢者や認知症への理解促進のための教育・啓発を促進し、被害者や養護者等からの相談や支援、救済を行います。

### 《教育・啓発》

- ・ 認知症の教育・啓発
- ・ 高齢者を理解するための教育・啓発
- ・ 権利擁護に関する普及啓発

### 《相談・支援》

- ・ 高齢者への虐待被害の相談・支援
- ・ 高齢者の孤立に対する相談・支援
- ・ 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への相談・支援
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

### 《事業や制度》

- ・ 高齢者への虐待被害の救済
- ・ 高齢者の孤立予防
- ・ 高齢者世帯、介護が必要な高齢者および生活困窮にある高齢者への救済・支援
- ・ 高齢者の介護予防
- ・ 高齢者の生きがいづくり
- ・ 養護者の支援
- ・ 災害時における高齢者の避難等の支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画</li><li>・ 甲賀市地域福祉計画</li><li>・ 甲賀市就労支援計画</li></ul>



## 障がいのある人の人権

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしを送ることができるよう、障がいへの理解を深める教育・啓発を行います。
- 障がいのある人が、個性や能力を発揮でき、社会の幅広い分野にわたって参加や活動ができるよう、ライフステージに応じた生活や就労等の支援を、生涯を通じて行います。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

### 《教育・啓発》

- ・ 障害者差別解消法の理解推進
- ・ 気づきにくい障がいへの理解推進
- ・ 権利擁護に関する普及啓発
- ・ 盲導犬等への理解推進

### 《相談・支援》

- ・ 障がいのある人への就労や生活等の相談・支援
- ・ 障がいのある子どもの保護者への相談・支援
- ・ 障がいのある人への虐待被害の相談・支援
- ・ 権利擁護に関する相談・支援

### 《事業や制度》

- ・ 障がいのある人への生活・就労支援
- ・ 意思疎通、コミュニケーションの支援(手話通訳・要約筆記・視覚支援等)
- ・ 生涯を通じた支援体制の構築
- ・ 障がいのある子どもの保護者への子育て支援
- ・ 子どものころからの療育の充実、学校・園での支援
- ・ 災害時における障がいのある人の避難等の支援
- ・ スポーツをはじめとする余暇活動への支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 甲賀市障がい者基本計画・障がい福祉計画</li><li>・ 甲賀市地域福祉計画</li><li>・ 甲賀市就労支援計画</li></ul>



## 同和問題

- 同和問題の解決のため、広報・ホームページ等各種情報媒体を活用した啓発、講演会・学習会等の開催などさまざまな手法により正しい知識と理解を深めるよう効果的な啓発活動に努めます。
- 就労や生活等のさまざまな相談に対し、自立に向けた各種支援につなげます。
- 「えせ同和行為」に毅然と対応するため、情報の提供や相談体制の強化による排除と、同和問題に対する認識と理解に努めます。

### 《教育・啓発》

- ・ 心理的差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ 不動産差別の解消に向けた教育・啓発
- ・ えせ同和行為に毅然として対応するための教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・ 学習、進路、就労、生活等の相談・支援
- ・ 地域総合センターにおける相談・支援
- ・ 各種施策を活用した生活支援

### 《事業や制度》

- ・ あらゆる同和問題の解消に向けた取組の推進
- ・ 各種支援につなげる相談体制の構築
- ・ 地域総合センターや公民館等における住民交流の促進
- ・ 地域総合センターや公民館等における子どもの学習支援

関連する分野別計画
・ 甲賀市就労支援計画



## 外国人の人権

- 多文化共生の取組を一層推進するため、生活・行政に関する情報提供など外国人市民への情報提供の充実や多様な言語による住宅や相談機能の充実、子どもの学力や進路保障など、外国人市民が安心して生活が送れるよう生活支援の充実を図ります。
- 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、多文化共生をテーマにした講演会や講座・交流会など、地域に密着した事業の実施や地域への参画を推進します。

### 《教育・啓発》

- ・ 多文化共生に向けた教育・啓発
- ・ ヘイトスピーチに対する教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・ 就労や生活の相談・支援
- ・ 子どもたちへの教育・相談・支援

### 《事業や制度》

- ・ 就労支援、高齢者・要介護者の生活支援
- ・ 子どもたちへのことば、学習および生活の支援
- ・ 外国人の地域等への参画の推進
- ・ 公共施設、学校等でのコミュニケーション支援
- ・ 災害時における外国人の避難等の支援

関連する分野別計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 甲賀市多文化共生推進計画</li><li>・ 甲賀市就労支援計画</li></ul>



## インターネットによる人権侵害

- 情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについて理解するための教育を推進します。
- 市民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。
- 保護者から子どもに対して指導を行えるよう、保護者を対象とした研修をさらに充実します。

### 《教育・啓発》

- ・インターネット上での人権侵害の防止や情報モラル<sup>38</sup>の向上につながる教育・啓発
- ・インターネットの安心安全な使い方の教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・インターネットによる人権侵害に対する相談先の周知



## その他さまざまな人権問題

- 性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進します。
- その他の人権問題についても正しい知識と理解を深めるための啓発を推進します。
- 社会情勢や生活環境の変化に伴う新たな人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていきます。

### 《教育・啓発》

- ・性的マイノリティに関する正しい理解のための教育・啓発
- ・その他さまざまな人権課題への教育・啓発

### 《相談・支援》

- ・学校での性的マイノリティの子どもへの配慮

<sup>38</sup> 情報モラル：人が情報を扱う上で求められる道德のこと。特に、情報機器や通信ネットワークを通じて他者と情報をやり取りするにあたり、他者や自らを害することがないよう身につけるべき基本的な態度や考え方のこと。